

平成22年9月6日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

出席議員（18名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	阿 部 幸 夫 君	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	小 幡 公 雄 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	西 村 晃 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幹 夫 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会 計 管 理 者	大 友 忠 君
会 計 課 長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
総務管理班長	櫻 井 一 夫 君
教 育 長	米 川 稔 君
教 育 課 長	亀 井 純 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 平 功 悦
主 幹	佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 9 月 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第 4 6 号 松島町都市公園条例の一部改正について

〃 第 3 議案第 4 7 号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正について

〃 第 4 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について

〃 第 5 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ
いて

〃 第 6 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度松島町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) について

〃 第 7 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
について

〃 第 8 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

〃 第 9 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
について

〃 第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について

〃 第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号)
について

〃 第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) につ
いて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町—————さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番高橋辰郎議員、4番伊賀光男議員を指名します。

日程第2 議案第46号 松島町都市公園条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第46号松島町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

○議長（櫻井公一君） 6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） 6番高橋でございます。

この後指定管理という方向になると思うんですけども、この運動公園の中で温水プールとあとまたほかの施設を別々に指定管理いただくということになるというふうに聞きましたけれども、効率的には一体となった運営での指定管理という方がいいのではないかなと思ひまして、その辺の分けた理由ですね。その辺だけちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 分けた理由ということでございまして、提案は企画調整課でやらせていただいておりますが、運営管理については教育委員会の事務委任に補助執行に関する規則で委任されておりますので、その分についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

最初から、分けて考えたのかということまさにそのとおりでございまして、町内には一体化したもので入れない人たちと分けてやったら入れる人たちと、NPOさん、個人さん、団体さん

といらっしゃるわけでございまして、そのときに町の事情に精通した方々に幾分でも指定管理としてご活躍いただきたい、そういったことでの分割しての指定管理者の指定ということを考えた。プールについては、ずっと地元の皆さんでは手が出せないというか、難しいであろうということもございまして、分けさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。6番高橋議員。

○6番（高橋利典君） これは要望になると思うんですけども、やはりプールもなかなかこのごろ利用者も少なくなっているなというようなデータも出ていますし、そういった指定管理になってから業者の選定もあるでしょうけれども、ただ金額的だけの問題ではなくやはり事業の内容等、そういったものもちゃんと把握しながら、サービス面で絶対低下にならないような、そういった指定管理の方法をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） その他、質疑ございませんか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 後藤でございます。

別表2にあります自主事業に伴う使用とありますが、これは具体的にどのような事業を指すのか、月額5,000円とありますが、その辺の値段の根拠、その辺も教えてください。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 自主事業についてでございます。これは今回の条例改正まで供用開始をしてからかなりの検討をさせていただいたわけでございまして、どうやったら多くの皆さんにご利用いただけるか、それから利用者が多くなっている自治体ではどんなことをやっているかということで、私ども、場合によっては先進地というか現地に行っているいろいろお話を聞いたところでございます。そんな中で出てきたのがこの自主事業でございまして、料金、我々今までですとプールですと大人が500円、子供が200円ということでやってきましたが、自主事業というのは、金曜日でも企画調整課長の方からお話し申し上げたかと思うんですが、フルタイム、デイトタイム、ウィークエンドタイム、ナイトタイムというように自分が利用しやすい時間帯を登録するわけです。そこで、例えばフルタイムだったら月額5,000円で何回でも利用しています。まあ、定期券のようなものですね。デイトタイムだと昼間だけ利用できる、これは5,000円じゃなくて4,000円ですとか、それからウィークエンドタイム、私は月曜から金曜は仕事で忙しいので利用ができません、ですから、土日だけ利用させてくださいという方は3,000円だと

か、そういうふうに料金を分けてご利用いただくと。さらにまた、そのときにいろんな教室がやっているわけですが、その教室にも参加が自由と。

これまで私ども平成19年10月5日に供用開始してから、教室の持ち方というのをいろいろ考えてみたんですが、第1段階から第10段階までであるとするとだんだんうまくなっていく、水泳がうまくなっていくとかというコースよりも平均的なコースをずっとやる、そして健康維持を保つというのが一般の方には受けているというわけでございまして、利用者の方も多いということでございまして、いつでも利用できるというやり方が正しいのかなというふうなことでこの自主事業というものを入れました。

それから、根拠でございますが、これは先進地で調査した内容で大体皆さん5,000円から6,000円ぐらいでやられているということでございましたので、私ども1回利用で500円です。月10回利用で5,000円。それ以上利用していただくとお得感が出てくるというようなことになります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤議員。

○13番（後藤良郎君） そうしますと、具体的に県内でこのような事業を設定しているようなところあるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 近くでございまして、旧河南町ですね。石巻市の河南町ですね。遊楽館というところがあるんですが、ここがかなり、これで収益を上げているところです。

それから、角田市ですね。角田市は運動公園の中にプールがあるという私どもと同じようなスタイルでやっているところですが、こちらもこれで収益を上げているというようなところがございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質問ございますか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。

お聞きしたいのでありますが、ちょっとわからないので、詳しくお聞きをしたいのでありますが、まず都市公園条例があって、提案は町長、当然であります、説明も企画課長が説明をされた。今、亀井課長の話を聞いて、料金の設定までをそちらに委任をしているんですか。教育委員会に委任をしているわけでしょう。教育委員会に委任しているのは、この条例であるものを条例のとおりによってくださいというような委任じゃないんですか。町長。今、そちらで

答弁しているんですが、そこまで料金から何から今からやるもの皆そっちでやってけると、こういうふうな委任ですか。そこのところまずはっきりしてもらわないと。今の何が狂ってくるような気がしてならないわけです。委任というのは受任者が受任者の名前でやるわけですが、それは委任者が目的を持ってこれでやってくださいというから受任者はそれで何でも自分の名前でやれると、こいつが委任の関係でしょう。そうしますと、今教育委員会で言っているのはそこまでおたくたちは任せてね、「あら、いいんだわ」とあっちでしているからまずいいんだと、そういうことですか。そこのところだけ、まず一番最初にはっきりしてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問でございます。当然ご指摘のとおり金額の設定等条例につきましては町長部局が所管しております。したがって、ただいまのご答弁は教育課長いたしました。詳細のプールに係るさまざまな事例とか、教育委員会が調べておりまして、教育委員会の方からこういう金額でいかがかということで町長部局と協議した上でこの金額を提案しているということで、責任はもちろん町長部局の方にあるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、教育長に委任をしているわけじゃないですから、教育委員会に委任をしているわけですから、こういうふうなことにつきどうなんだというふうなことで教育委員会で吟味されたのかどうか。教育委員会としてしてんだとすればいつどんな内容で具体的に質疑はどういうふうなものがあったのか。なければいいんです。そこのところを教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会の方には提案させていただいております。5月の定例教育委員会から情報をお出しするという形で指定管理者とはという話からお話をさせていただき、こんな状況があるでしょう、このような運営スタイルがあるでしょうというようなことを説明させていただきご納得いただいたということで、最終的にそれでは9月の議会へ町議にかけた後出してくださいというふうに言われたのが8月の定例教育委員会会議であったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、情報を出して今度は正式に教育委員会にこういうふうなこ

とでどうですかというふうなものを出して教育委員会でわかったと、そして教育委員会で吟味されて町長に返ってきたのはいつですか。委員会としての結論が出てきたからこの条例出したわけでしょう。そうでなければこの条例出せないでしょう。委任しているわけですから。そこはいつですか。

○議長（櫻井公一君） いいですか。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ちょっと詳細つかみかねておりましたけれども、8月に入って29日でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私しつこいので開示請求でもさせていただきますので、間違いないですか、そのところだけ確認しておきますからね。いいですか。

それから、この条例、私も見ているんですが、町長、副町長はこういうふうな条例いっぱいあるんですよ。教育委員会の事務委任に関する及び補助執行に関する規則、こういった都市公園条例に関する次の事項とする。2の2条の9のハに松島運動公園の区域内の管理及び運営にこういうふうなものしかしませんよと。これを委任しますよと。それから、運動公園というのがあるんですよ。運動公園管理規則これも絡んでくる。それからスポーツ振興センター条例というのがある。これも絡んでくる。どいつ見たらいいかわからないですよ。町長らはわかると思うんですが、条例はわかりやすく、住民の一番、ここでも言っていますが、住民に利用しやすいように条例をつくるわけでしょう。ところがスポーツ振興センター条例があり今度は今言ったように都市公園条例がある。どれとったらいいのか、皆絡んでいるんです。皆絡んでいるんですよ。そうしてくるとこういうふうなスポーツ振興センター条例も改正をしなければならなくなるのではないかと。こういうふうな絡みもあると思うんですよ。これらは全部精査をされて提案されたのか、ただ単に「こいついいからやれや」と、あとは教育委員会に任せておけばいいんだということなのか、こういうふうなものであるのではないか。その自主事業についても教育課長は言いましたが、町長の方でそこまで諮問をしているんですか、教育委員会。何々諮問したとまず教育委員会へ、そしてどんな回答があったのかというようなことをまず出していたかないと議員さんたち皆わからないと思うんですよ。そして、読んでいけばこういうような三つも四つも条例なり規則なりが絡んでいて、それらとの関係はあるのかないのかということを皆さんわからないと思うんですよ。こういうふうなことが松島町の条例の中でいっぱいあるんですよ。まず、薄くなってわからないんですけれども、厚いところで今言ったよう

などというふうな諮問をしてどうというふうな回答をもらったのか。8月副町長が来たというのだから、間違いなく来たのかどうかということも確認をしておきたい、こう思います。

○議長（櫻井公一君） 待ってください。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 先ほど副町長が答弁された月日ですけれども、訂正させていただきます。8月25日に定例の教育委員会を開催しております。そして、そのときに松島町都市公園条例についてということで審議をさせていただいております。

その後、結果に基づいて町長の方に報告をしております。

○議長（櫻井公一君） 諮問等について。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどの訂正でございました。町長部局として庁議を決定しこの件について決定したのは8月29日ということで、今教育長が説明しましたが、その後教育委員会の方で教育委員会の方の決定がなされたということでございます。8月29日というのは誤りがございました。訂正いたします。

それで、指定管理者を各施設に導入するかどうかにつきましては各担当課がそれぞれ導入について検討した上で条例、どこが訂正すべきかということを検討するわけでございます。したがって、今回の教育委員会所管の施設についても教育委員会内部で議論があり条例の改正につきましては、こちらの町長部局で所管しておりますので、その中で訂正なり改正分が必要かどうか、あるいはそのほかの条例においても必要かどうか、それを検討して協議をしながらそれを進めていくということでございますので、諮問というような形では残っていないかと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、この四つの条例規則に整合性があると、こういうふうなことでいいですか。責任ある言葉をとってくださいよ。後で「ああ、んでなかったんだ。何だったんだ」というようなことになると困りますので、いいですか。

それから、料金改正まで教育委員会に諮問するということが自体に問題がないですか。教育委員会というのは独立した機関ですよ。独立した機関ですから、私は役場の中の組織さまで入るつもりはないんですが、課長会議だの庁議だのやるときに、議会の局長だのなんだの入れてってその人たちの意見が中心になって動いたのではおかしいわけでしょう。オブザーバーみたいなものですから。役場の職員でないんですよ、議会の局長なんていうのは。議会の議長の指示

を受けなければならない職員でありますから。町長が使える職員でないんですよ。いろんな何に、何々委員会の委員だなんて入っていますが、議長の承認もらわなきゃないんですよ、あいつ皆。それと同じように今申し上げたやつでどうなのか。間違いないんですか。はっきりしたところでお聞きしておかないと。後から「いやいやあのようにつたけれども、んでねがったんだ」と内容で違うんだとそういうようなことになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 時間をとって精査する。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回のご提案している案件につきまして、運動公園の指定管理者の導入ができるような規定に改正するというごさいますので、その点につきましては今回の条例改正でもって対応できるものというふうに考えております。

また、諮問というお言葉がございましたけれども、そういったことで協議を続けながら教育委員会とは内容について精査してきたということでごさいますので、ご理解願いたいと思います。

以上でごさいます。

○議長（櫻井公一君） 料金は、料金はいい。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 料金につきましては相互の協議に基づいて改正したということでごさいますので、それぞれその施設を管理しているところの考え方、そして条例を所管しているところの考え方等をあわせて今回の提案になったというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 協議って、教育委員会って別な組織なんですよ。副町長ね。だから、町長がこの条例をこういうふうなものを開催したいから教育委員会として受任者ですから、現在の条例で受任しているわけですから、こういうふうに改正したいんだけど、これで教育委員会として問題ないですかと、教育委員会でそれで吟味をして、そして教育長に指示をするわけですよ。教育長も教育委員であります、教育委員会の指示で教育長は動くわけですから。ね。そして町長部局に間違いない。いいですよと、こういうふうなことによこすのが建前でしょう。ただ、事務局同士で内輪だけの話し合いで物事決めたんではおかしいわけですから、私はそここのところはっきりしていますかと聞いているわけですよ。いいですか。私が言っているの違うならば違うってどんどん言ってもらっていいんですよ。私はわからないので聞いてるわけですから。ただ、ここ見ているとこれもおかしいな、これもおかしいなと思って今質問しているわけですから。それは間違いありませんかというんですよ。どこが所管で、企画で

すか、この教育委員会に文書出したりなんだりするの。そこまで含めてお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 教育委員会に対しては、教育委員会で8月25日の教育委員会で決定されたということでございまして、その時点でこちらからの改正したいという内容が伝わって、指示して伝わっていることございまして、そこで正式な本町の場合におきまして教育委員会に対してこれこれこういうふうにするというような文書的には出していないというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） それで、9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 文書では出していないですか。文書では出していない。こんな、こんなことしているからポケットさ公金入れて来たときに「はい」って出すのと同じですよ。まるきり違う組織ですよ。教育長、町長の言うことさえ聞いていればいいんだでないですよ。教育委員会の言うことを聞くのが教育長ですから。町長の言うことを一生懸命になって聞いてられるようですが、教育委員会というのは独立した機関なんですよ、あんた。それが、諮問しました、何しましたといったら、今度は私はすぐ情報開示請求すると言ったら今度は文書で出してない。文書で出してないというのはうちの中のやりとりでしょう。こんなもので、進むのおかしいんじゃないですか。

そして、この条例なり、規則なりここと整合性が本当にあるのかと、私は規則だのなんの頭だけしかもらわないんですよ。だから、今から見なきゃないのもあるわけです。本当に整合性が副町長が言ったようにあるのかどうかですよ。こういうものが一つになっていなければあいつ見たりこいつ見たり、四つもあるやつですよ。皆一々見なきゃいけないですよ。運動公園管理条例の規則の中にはスポーツ振興センター条例の中身によってなっているんですよ。規則が。そしてこういうのがやりますよと。都市公園条例及び教育委員会等の事務委任及び補助執行に関する規則、こいつを使うんですよとこの規則では言っているんですよ。だからその辺を整理して出すときにはこういうふうなことで整合性も、質問されたら整合性もあるというふうなことにならなければおかしいのではないかと。議会はわからないからこのまま通してしまえば皆賛成するのではと反対するのは何人かですがと、こういうふうなことでは困るわけですよ。町民に対して条例というのは適用させるわけでありまして。そういうふうなことからいくと、極めておかしいものだと、こういうふうに思っているわけでありまして、おかしくないで

すか。

○議長（櫻井公一君） 総括で、ばしっと。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 冒頭の方のお話でございますが、内部的な手続につきましては8月19日の庁議でこの件につきましては決定されております。庁議の決定につきましては教育委員会の方に通知なりご連絡しておりますので、それに基づいて教育委員会内部で検討され教育委員会本会議で決定されたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、規則等の整合性につきまして、これにつきましては今回、条例の提案でございます。ご承認いただければ詳細、まだ議論が必要な部分等がございます。それに関して規則の方で改正が必要かどうか、これについては今後検討していくということでございます。もう一度申し上げますが、今回の条例の改正に基づく部分につきまして、指定管理者の導入に係る部分については規則上問題がないというふうに考えておりますが、今後その実施に当たってなおその規則が改正になる部分があるいは出てくるかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 8月19日庁議をして決めて、これで行きますよと、この条例で行きますよとこういうふうにして8月25日教育委員会でやっているんでしょう。教育委員会から諮問をしてそして返ってきたので間違いないと、そして庁議に諮ってこの条例出すよと、これで問題ないよとこういうふうになるんじゃないですか。決めてから、「ああ、こいつはうんと言ってける」と、「教育委員会はどうせ質疑ねんだべ」と、こういうようなことですか。日にち今言ったの8月19日庁議で決めたわけでしょう。こっちは8月25日に教育委員会定例協議会で条例でこういうふうなのあるって何しているわけでしょう。決まったんだから仕方ないということになるんでないですか。そういうふうになりませんか。おかしくないですか。物事決めるときには受任者にこういうふうなことで委任をしていたんだけど、委任の内容をこういうふうに変えるからいいのか悪いのかと判断をしてほしいと、こういうようなことで判断した結果いいと、教育委員会は、委任者の言うとおりと、それでいいというようなことで返ってきてそして協議で打つと、これで決まると、こういうふうに決めなければならないと、こういうふうなことになるのではないんですか。庁議というのはそんなに簡単なんですか。こっちでだめだと言ったらまた庁議開いて今ここの言ったのは間違っていたから直すよと、こんなふうになるんですか、庁議というのは。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 教育委員会内におきましては、先ほど教育課長が申し上げていたとおり従前からこの件につきましては検討を重ねていたということでございます。正式に今回こういった条例案でいきましょうというふうに決定したのが庁議でございます。それに基づいて教育委員会でそれにそのとおりご承認いただいたということでございますので、その点については問題がないかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、教育長でない、副町長ね、事務局同士で話し合ってたのにそいつを協議決めたの、それから頼みさ行ったらいいと言ったと、これはおかしいわけでしょう。単に担当者同士なり、課長会議でこんなふうにしたいやと、こんなふうに言っているのと正式なものというのは違うんじゃないですか。私は、こういうのがおかしくなるのではないかなと、こういうふうに思っているわけですよ。そして、こんなにある条例も、この間、ちょっと関係ないことを申し上げますが、入札監視委員会の上にさっぱり何もしていないと言ったら、少し言い過ぎだなと私も思ったんでありますが、部長さんは「いや何もしていないんでなく最低制限間を設けましたよ」とこういうふうに言いましたね。そしたら、見ましたら前の年に業務委託に係る調査基準勧告を設ける場合の基準というのが出ているんですよ。全く同じなやつ出ている。そして後からのやつはすべての業務、すべての業務に設けるとこうなっている。そうすると前のやつ要らないんでしょ。ところが、私らこいつ見たときに「ああ、ばかなんだな」と言ったら「いやいやおらほではすべての業務といたらこいつなんだよ」と二つも三つも出してきてんですね。そして言っているのと同じなんですよ、副町長ね。何ぼ力んだってわかんない。役場の中がそういうふうになっているわけですから。いいですか。こういうふうな条例出てくるときに三つも四つもあって、どいつ見たらいいかわかんないんですよ。関係者は。条例というのは一つになんなけりゃ。そして、わかりやすくなんなきゃないというのが条例なんですよ。そして、町民にこうって規制するわけですから。そういうふうなものになってないわけです。そして今、副町長の話を開けばそういうことで何も問題ない、係同士で話しした。係同士で話ししたって議会だって同じでしょう。だれだれ議員さん、私言っていたけれども、だから何でもないんだよと、議会さかけたら賛成の方多いからと、これでは何も要らなくなるんですよ。教育委員会なんか要りませんよ。そうでなくてさえも今国の機関は教育委員会は御用機関みたいになっているから要らないんでないかと、町村で設けなければ設けな

くてもよくしたらいいんでないかという話まで出ているんですよ。そうでない、なくするためにも正式な機関は正式な機関として確立をしていかなければならない。これが、特に大橋町長に課せられた私は仕事だと思っているわけでありますが、そういうふうなことで全く納得できません。

○議長（櫻井公一君） 答弁は、町長。答弁。町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員のご指摘ですね。まず、条例が煩雑なんではないかというようなご指摘でありました。少なくとも今回の条例については、都市公園条例、それからスポーツ振興センター条例、それと指定管理全体については、それはやはり別物なので、このケースの場合は修正というふうなことにはならないとは思いますが。ただ、前に契約関係で不手際ございました。条例に、松島町条例についてすべてこれでいいんだというふうなことを申し上げるつもりはないんでございまして、古いものも含めて、埋もれているものも含めてそういう問題もあるところもありますので、それについてはできるだけチェックしながらその都度適正化していきたいというふうには思っているわけでございます。

それとあとは、本町部局と教育委員会の方の関係がどうなんだということでございますけれども、これは、尾口議員おっしゃるような形というのは極めて、何ていうんですか、辟易としたところがございまして、そういうところがありまして、実際の運用上はやはりある程度調整をしながら案として固めたものをこちらでオーソライズしたものをあちらに首尾をお願いするというようなこともあるわけでございますので、必ずしもこちらの庁議で決めたものは絶対に、教育委員会の方でのめというふうなことではないわけでございます。事前にある程度こう調整をしながら、そしてご理解いただけるようなものを案としてつくってそれを差し上げているわけですね。そこでもし訂正ということがあれば、それは庁議で決めたんだから動かさないよということではなくて、それは場合によって動かすということも当然あるわけで、その際にはまた庁議でもってオーソライズするというようなことでございます。ご指摘の点で、我々としてもきっちり正すべきところは正していくというつもりでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長ね、そういうふうなことはわかるんですが、責任の所在がなくなるんですよ。いいときはいいんですよ。悪いときにはなすり合いになるんですよ。責任の所在がはっきりしないと。だから、責任の所在ははっきりしておかなければならない。教育委員会の

所管は教育委員会だ、町長の所管は所管だと。そしてこの部分は教育委員会に委任をするんだ
よと、こういうふうにはっきりしておかないと、「ああ、おらほでいいと思ってたんですが」
と、教育委員会が「ああ、町長の方でこいつやってたんだと思ってたんですが」と、こうい
うふうになって責任はなすり合いに、なすり合いになって終わるんです。これが行政なんです
よ。それではだめだと、それはだめだから、そういうふうにはっきりしておかなければならな
いという、私は立場に立っているわけです。何回も、私も役場の中にいてなすり合いになった
こともあるんですよ。そして責任はうやむやになっているわけですよ。今もそうだと思います
。こんなふうになったらもっと、前よりひどくなると思うんです、なすり合い。そういうふ
うなことで申し上げたんですね。町長の何では私は納得できないと、こういうふうなことだけ
申し上げておく。

○議長（櫻井公一君） 答弁いいですね。他に質疑ございますか。4番伊賀議員。

○4番（伊賀光男君） 4番伊賀でございます。

指定管理者自体についてはちょっと遅きに失したかなと、他町村に比べて。私としては大変
評価するものだと思っております。

ただ、若干ちょっとこの条例の中でわからないところがありました。疑問に感じたところは
あったわけなんですけれども、一般的に条例で使用料といいますと、議会の議決が必要になっ
てきますけれども、ここでは使用料を利用料金に読みかえるものとするというふうに表現され
ているんですが、今後利用料金改定あった場合は議会の議決、この利用料金とした場合、議会
の議決なしで進めるんでしょうか。料金の改定については。あるいは使用料と同じ意味合いで
議会の議決を得て決めていくのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 使用料、利用料、表現がちょっと別ですけれども、基本的には
お客様、利用者の方からお金をいただくことということについては共通する部分があります。
これについては当然議会の承認をいただいて進めていきたいと、進めなければならないという
位置づけになっています。

○議長（櫻井公一君） 4番伊賀議員。

○4番（伊賀光男君） ここの第1条の5の2項、利用料金は別表第2に掲げる額を上限として
指定管理者が定めると。この際、当然ながら町長の承認を受けなければならないというふう
になっています。この、町長の承認を受けなければならないという意味合いは、議会の議決が必

要になってくるという意味合いでとらえてよろしいのかなあ。

それから、この３項、前項の承認をしたときはその承認した利用料金の額を告示しなければならない。当然ながら町長は告示しなければなりません。こういったところに、要するに使用料も利用料金も同じだということであれば、基本的には議会の議決を得て町長が告示をしていくというふうに認識してよろしいのでしょうか。改めて聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、条例の組み立て方なんですけれども、料金につきましては別表、例えば使用料であれば別表２、利用料であれば別表３という形で位置づけさせていただいております。それ全体が条例の組み立てになりますので、その部分に関しては、すべてに関しては議会の同意が必要という位置づけで考えております。

○議長（櫻井公一君） 間違いない。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ちょっと説明不足でした。利用料に関しましては今回指定管理者の方にその運用をゆだねるということで、これは上限の設定になります。ですから、実際はこれを上限としてあと運用面で指定管理者の裁量にゆだねるという部分も出てくるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 上限を議会の議決を得るということかな。伊賀議員わかりましたか。伊賀議員。

○４番（伊賀光男君） ちょっと理解したようなしないような、私も松島町さんの条例といえますか、私も見たところ、先ほど尾口議員さんの意見と一致しますけれども、条例の中で整合性が見られないというふうに感じ取ったわけでございます。今、ただ単純に第１条の５の中の２項、３項、それから５項、この辺の全体的に比較しても何か１本にまとめられるんじゃないかというふうな感じもしますし、こんなにこまく表現しなければならないのかな。あとは当然ながら規則とか細則で説明していくのかな。ただこれ、規則細則でやっちゃうとどうしても議会の方には見えなくなってくるんですね、条例だけしか。だからその辺あとよろしければそういう規則なんかも資料として議会の方にいただければなお理解が深められるのかな。私個人としても深められるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 要望ということでよろしいですか。他に質疑ございませんか。１６番今野議員。

○１６番（今野 章君） １６番今野です。

今回のこの都市公園条例の一部改正ということで指定管理者の導入ができるということにするということになるわけですが、一つは第1条の3で指定管理者に利用の承認に関する業務をお任せをすると、こういうことになるわけですが、公の施設ですから、これは本当に町民、住民に開かれた施設になっていくということが私は非常に大事だと、最も大事な問題だと、こんなふうに思うんですが、利用の承認を指定管理者に任せてしまうということになった場合の何ていうんですかね、公平な利用というものはどこで保持をされるのかという懸念を持つわけですね。

例えば、先ほどお話にありましたように自主事業ですね、こういうものも実施していくということも可能になっているわけですね。これは多分、この自主事業については指定管理者が行うということでしょうから、その自主事業の枠がどんどん拡大していきますと一般の時間帯なり利用施設というものが限られていって利用したくても利用できないと、こういう状況が生まれてこないのかどうかという問題も考えられるわけです。そういう意味で、この自主事業と施設の公平な利用といいますか、この関係をどのように整理をされていくのかというようなところをひとつ伺いをしたいというふうに思っておりました。

それからいずれこの指定管理者制度の導入そのものが、本来いろいろ理屈はあるんでしょうけれども、本質的には行政経費の削減、歳出削減、こういうことがやはり大きな目的にあるというふうに私は思っております。そういう意味では指定管理者に移行することによって結局そこで働く人たちというのは極めて低い賃金なりなんなりで働かざるを得ないと、こういう状況が出てくるんじゃないかというふうに思います。これまでも幾つか指定管理導入しているわけですが、やはり臨時、パート、派遣などの形になっているのではないかなと思いますし、行政みずからが指定管理にすることによってそこで働く人たちの待遇を引き下げていく、そういう形を招いていくことにつながるのではないかと、こんなふうに思うんですが、その辺についてどのように考えておられるかということをもたお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは現在温水プールでも町の職員3人ですか、あそこにたしかいるかと思うんですが、これらの職員の配置、スポーツ振興センターという話ありましたけれども、そうした所長ですとか、そういう事務的な配置というのはこの指定管理制度に移った場合どういふふうになっていくのか。

それから、経費的な面で、今現在運動公園全体で7,000万円前後ですか、それから教育関係

の予算、人件費で3,000万円近いお金がたしかかかっているかと思うんですが、こういうものが指定管理に移行することによってどの程度に縮減をすると見込んでこういう条例の提案をされているのかというところなども伺いたいというふうに今思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、1点目のご質問の住民の利用が指定管理者に移行したことによって制約、制限がされる場合が考えられるのではないかとということでございますが、この辺につきましては、指定管理者が決まりましたら、当然協定なり覚書なりいろんな約束事が必要になってくると思います。この中で、言われる形を決めていければというふうに考えております。

あとは労働者の賃金に関しても、これにつきましても最低賃金制度、これは当然支給しなくちゃいけない話ですけども、極力実態に合った社会情勢に合った賃金を、これも協定の中でもし可能であれば指定管理者になるべく人と話し合いを進めていければと思っております。

職員の配置でございます。これにつきましては、軌道に乗るまでといいますか、今現在3人おりますけれども、1人は当面残留させるという計画で考えております。経費につきましては、平成21年度の歳出決算からのデータですけども、歳出決算から歳入決算額を控除した額、これが6,869万8,000円となっております。予定している指定管理料の予算ですね、予算といえますか、今の全体経費は5,628万円ほどを想定しております。これによって、生み出される剰余金、これが1,240万円ほどというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 利用制限のこれからが、ここで働く人たちの低賃金が押しつけられるのではないかとこの話をさせていただいたんですが、これからの検討課題、言ってみれば、そういう中身ですが、働く方々の話をまず先にさせていただきますと、今お話にあったように現在の6,869万円ぐらいの維持管理経費がかかっている。先ほど教育委員会関係で体育費ですか、3人の人件費とおやりになっているんですね。そこでも3,000万円ぐらい人件費あるわけですから、それから考えていくと維持管理経費と予定管理料だけ見ると1,240万円ぐらい縮減になるということだけれども、人件費も含めて考えるともっと縮減されるということだという

ふうに私は思うんですね。その分結局そこで働いている人たちの、やはり何ていうんですか、収入としては減らされていくと、そういう状況の中で働かざるを得ないと、こういうことになるのではないかと、結論的にいえばですよ。そういうことを今こんなに貧富の格差が広がって大変だと、働くところがなくて大変だと、こういうふうにいっている社会状況の中で私が聞いているのは、行政がそれをみずから進んでつくり出していくことについてどう考えているのかということなんですよ。ですから、やはりもっとそういう意味では行政は別の対応の仕方というものも考えていくということが、私は本来大事なのではないか。やはり、派遣だとかアルバイトあるいはパート、こういうことではなくて正規の働き方ができる形態をどういうふうにしたらつくっていただけるのかということを行政が本来先に立って考える必要があるのに、指定管理にすることによって、そういう低賃金の体系を働く人によって押しつけていくということがあっていいのかと、そのことについてどうなんだということをお聞きしたのでありますので、その点まず。1回目、1回目というか。

○議長（櫻井公一君）　ここから1問1答でございますので、管理系統についても含めて答弁。
西村副町長。

○副町長（西村晃一君）　指定管理者の導入に当たりましては、まずもって町民のサービス向上につながるのかどうかという点を我々としては検討材料の第一義的に考えたということでございます。こういった町営プールの運営につきましては、やはり我々が持っているノウハウよりも民間企業で持っているノウハウの方が多角的なサービスができるのではないかとこのところで、住民が常に求めている、先ほども教育課長が申し上げましたけれども、議案の説明のときに企画調整課長も申し上げましたが、いろんな定期券のような、そういうものを使っていろんな主催事業に参加できるとか、本当に町民の方々が常々そういう要望等も直接お伺いしております。そういう中でやはり行政が直接プールを運営するよりも、運動公園ですか、運動公園全体を運営するよりも、個々のそれぞれの民間事業者によってそれを指定管理を受けて運営していただくということが町民サービスの向上につながるというふうに考えたからこのような提案ということでございます。

ご指摘の、雇用の形態、確かにそういった部分があるかと思えます。それは国全体の話のレベルの話でございますので、我々といしましてはそういった点も踏まえて指定管理者の公募に当たってはそういった点について各事業者からの提案を受けながら慎重に決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 今の問題を、先ほども言いましたけれども、少なくとも今よりも費用が削減をされて委託をされる予定になっているわけです。ですから、人員を削減するか賃金労働の単価を引き下げるか、これしかないわけですよね。人員を削減すればサービスはかえって低下するんですよ。体育施設の中で安全性の確保が本当にそういうことでできていくのかという問題だって、私は出てくるのではないか、そんなふうにも思います。そうなりまして、一たん人員削減などをして、事故が起こった場合、そういう補償というのはだれがすることになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 事故が起きた場合という想定でございます。そういうことがないように、我々としては指定管理をしてそういった業者を指定していきたいというふうに考えております。ただ、仮にそういった事故が起きれば、これはやはり町で持っている施設ということでございますので、町が最終的に責任を負うということが指定管理制度上言えることではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、町といたしましては民間事業者に任せ放しにしないで、そこは必要に応じて調査報告を常々求めるということをしていきたいというふうに考えておりますし、まさに昨年度決定いたしましたスポーツ振興基本計画の趣旨に基づいてスポーツ振興業務、引き続きスポーツ振興センター、職員がおりますので、その業務を行いながら指定管理者の指導はあわせて適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 補償の問題ですけれども、当然これは事業を直接指定管理者になってやるのはどの団体になるかわかりませんが、おやりになる方がやるわけですね。そうすると、この補償の関係については実際にそこで事業をやっている方の責任じゃなくて町の責任だというふうに解釈していいということなんですか、その辺の境目も含めてきちんとお答えをお願いしたい。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 少し、そうしましたら詳細に申し上げますけれども、例えば設計上、構造上その施設に瑕疵がある、維持修繕を怠り不完全な点があるという場合につきましては、

公の施設または管理におきまして通常すべき安全性が欠けていたということが原因で利用者が損害を生じるということになれば、国家賠償法2条によります設置者たる町長が責任を負うということでございます。

また、公の施設の管理業務の施行に当たりまして、指定管理者の行為、例えばあり得ないかとは思いますが、暴行なり不規則な、不法なそういうようなことが原因で利用者に違法に損害が生じたという場合がある場合につきましては、やはり国家賠償法第1条の規定によりまして設置者たる町長が責任を負うという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） いわゆる、何ていうんですかね、直接施設やお話にあったような形態でない事故の場合、どちらかというと指定管理者の責任に帰するような事故などの場合は、そうしますと指定管理者が最終責任、何ていうんですかね、補償についての最終責任ということになるのかどうかですね。そこをもう1回確認してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど申し上げましたとおり、最終的には国家賠償法なりの規定に基づいて町が、責任を負うと、町長が責任を負うということになろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） どんな事故でもそうしますと、最終的に町が責任を負うということではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 最終的にそういうことだと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） それでは、あと利用の公平性の問題なんですが、先ほどのお話ですとこれから指定管理者と話し合いながら決めていきたいということなんですが、条例上はそういう規定を設けなくてもいいんですかね。条例上にそういう規定がないと、これは公平な運用にはなかなかないのではないかなというような気がするんですが、いかがでしょうか。その辺、もう1回お願いをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 利用の公平性という観点でのご質問でございますが、やはり公の施設

でございますので、それについてさらにその条例上、定義する必要はないものというふうに思っておりまして、實際上、指定管理者の指定をした際にその指定管理者との間で町が十分な協議をした、することによってそこはカバーできるものというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 先ほども言いましたけれども、例えば自主事業をやったときに、自主事業がどんどんふえていけば一般の利用者の利用枠が減っていくわけですね。こういう関係というのは、やはりきちんと整理をされていかなければならないと思うんですよ。それが、これから委託される側との話し合いの中で決まるというのでは、どうもいま一つ私は納得いかないような気がするんですよ。

もったきちんと、一般の利用者も含めて、自主事業だけじゃなくて、例えばいろんなスポーツ団体があって、この指定管理者との関係でその団体がやはりどんどん時間を占めていくと、利用時間を占めていくということだっただけで考えられると思うんですよ。自主事業であったり、スポーツ団体であったり、そういうところが施設をどんどん利用していくと、そうすると一般の方々が利用したくてもなかなか利用する暇がないと、こういう形態になる可能性があるような気がするんですよ。その辺心配なんです。その辺について。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ちょっと先ほどの回答で舌足らずでしたが、今回ご提案している条例では必要ないというふうにお話し申し上げました。別途、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、こちらの方で第4条第1項第1号に町民の平等な利用が確保されることということで、選定方法及び選定基準のところ掲載されておりますので、これにつきましてはご指摘のとおり、この条例上制定されているものというふうに考えてよろしいかと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議員が気にしている部分といいますか、危惧している部分でございますけれども、まず自主事業によって一般のこれまで使っていらっしゃった方の使用が制限されるというか、そういうことがあるんじゃないかというようなご心配がまずあるんだろうと思いますが、こちらとしては、これまで以上にもっと使っていただくためにそういった自主事業を考えていただくという趣旨でございまして、今使われ方として70%使われているのであれば、残りの30%を自主事業で何とかしてほしいというような気持ちでございます。ですから、利用の促進を図ることが目的でございます。

そういう中でそれでは、促進がどんどん図られた場合にこれまで使っていた部分で使えなくなるのが出てくるのではないかということは、理論的にはあるわけでしょうが、そのところですね、今の状態でも指定管理するしないにかかわらず、例えばあるスポーツ団体、特定のスポーツ団体が使い過ぎるとかというふうなことがあれば、それはそのときの調整でもってこちらの方で介入して、介入といいますか、指導運営以上のお話をするなりして、場を設定するなりしてうまく調整してきたわけでございますので、そういった手法を使ってより公平なというか、皆さんが使えるような手法に変更する、変えていくということは十分可能ですし、そうしなければならないと思っていますので、その辺のご心配は実際にはないのではないかと思いますというふうに思っています。

それと、もっと根っこの方に指定管理という制度がどうなのかというふうな疑問がある。これは私もこれまで議会で何度か議員さんとお話した部分もあるわけでございますけれども、理想的に言えば、確かに下請に出してそれを労賃を安くしたりするとか、人員を減らして何とかするということは望ましいことではないということは思っております。ただ、これは役場としても皆さん方からの税金をいただいてそれを有効効率的にかつ皆さん方にご理解いただくような使い方をしなければならないということがあられるわけでございますので、そういう中で松島町だけはほかと違ってそういうことはやらないんだということは、なかなか町民の方々にはご理解いただけないのではないかと思いますので、私どもとしてはできるだけ余りおかしい形にはならないようにはしなければならないとは思っておりますが、指定管理については議会でのご理解という点でも指定管理すべきだというふうな判断が出ているというふうに私は思っておりますので、そういう趣旨に従って指定管理を進めているというわけでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 議員の片山です。

今回の指定管理者制度等にありますが、この中での今回の条例の改正の中で、まず今までは私は教育委員会が担当されてこの事業等についてはすばらしいものだったと私は思っております。しかしながら、これによって今回の平成21年度決算状況から見て委託することによって1,240万円浮くということではありますが、もしこれがやらないで教育委員会の今の状態でやっていっても経費の節減等に努力することはできるのではないかと。まず一つ、第1点であります。

次に、これを民間業者に委託することによって、より以上の多様なサービス利用が受けられるというふうになっているわけではありますが、私としてみれば今の担当者のやっていることは十分に利用活用されたものと思うんですが、これ以上に多様なサービスが民間業者によってできるということは、町の今の考えの職員の方が担当しているよりも民間業者の方がすぐれているというふうに解釈するんでありますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 2件について、経費節減と、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今の片山議員のご質問にお答えいたしますが、先ほど来ご説明申し上げているとおり、我々としてしましては運動公園に指定管理者を導入するに当たっての基本的な考え方としてはサービス向上に、町民の方々のサービス向上にまずつながるというところが第1点でございます。そういった意味で自由な発想のもとに民間企業のノウハウでもってこの施設を運営していくというところにメリットを見出しているということでございます。それとともに経費節減が図られるということでございまして、今までのサービスがそれで十分なのではないかというご指摘ではございますけれども、なお一層の町民に対してのサービス向上を図るためにはやはりこの、実はその平成17年各施設が条例制定し指定管理者に次々と施設が移行していったわけですが、それぞれメリットがあって今現在非常に町民の方々には好評を博しているという事実もございます。そういった中で、プールという民間企業で持っているノウハウ、非常に運営に関しては我々よりもサービス向上につながるものと考えておりますので、こういったご提案申し上げるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 民間業者がより以上に手法を持つことによって多種多様なサービスは受けられるということであれば、今の町の担当しているよりも民間業者の方がすぐれているというふうには私は受けとめたわけでありまして。しかし、どうして私これを質疑したかといいますと、町にはまだまだ出先機関があるわけでありまして。これを見ますと民間業者の方がもし活用するに当たってもっとニーズにこたえられるとすれば、これからの出先機関等についての管理運営を指定管理者に移行する方向に移るのではないかというふうには私は懸念をしたところでありまして質問したわけでありまして、その辺をもう一度今後の見通しについてお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 例えば、残っている施設、B & G海洋センターとかあるいは教育委員

会以外の施設でも幾つかございます。それは今後検討していくということでございまして、我々庁内でも庁内の業務に係る民間委託の可能性について委託等、民間委託等推進委員会、これを設置しておりまして、庁内で議論しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 多種多様な今のスポーツ振興センター以外のものにも今後波及していく方向性にあるというふうに私は聞いたわけですが、今後ともこの内容を精査しながら間違いないような管理運営をしていただきたい、そのように要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 賛成しようか反対しようか悩んできたところなんですが、実態としては、先ほど町長がありましたようにその他、他の自治体も含めて流れがそうなんだと、そういう中であって我が町だけがということで進むのはなかなか難しいというお話がございました。ただ、この指定管理者制度が導入されたのは2003年ですか、7年ぐらい前になるわけですが、実際にこれをやってどうだったのか。サービスは確かによくなった部分もあるだろうと私は思うんです。悪かったことだけではないとは思いますが。ただ確実に、そこで働いている人たちのやはり収入といいますか、全体として、押し下げ効果ですね、働く人の賃金の押し下げ効果を、行政が結局指定管理者を導入することによって進めてきたことになるんじゃないかという、そんな気がしてならないんですね。そういう意味では、今回、確かにサービスがよくなる可能性は、私も十分あると思います。専門的な知識や技能を持った方が来てやるわけですからよくなるという可能性はある。しかし、だからといって専門的な技能に見合っただけの対価がその人たちに保証されるのかということになると、それはなかなか難しいだろうかと、この状況の中で。そういう意味では本当に働く人たちの環境を悪化させていくというためにしかないという気がするんです。この条例だけではなくて指定管理者制度そのものにやはり反対をしたいという思いの話になってしまいますけれども、同時のこの条例を見まして、よくなったこともあるんですね。テニスコート、学生の料金ね、設けた、これはよかったというふうに思ったんですが、今お話ししたようなことが今の社会的な状況の中で極めて重要だと私思いま

す。そういう意味では行政がみずから進んでこういう低賃金不労働を押しつけるようなやり方のお先棒は担ぐべきではないということで、これは反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論参加ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それでは賛成の立場から討論参加させていただきます。

私もどうしたらいいか迷ったんですが、提案するまでの経過には議員さんがおっしゃったように決して万全の同意、賛同できるものではありませんけれども、条例については時代の流れというものがあって、指定管理者という形で導入していくことはいいだろうと。ただ、大事なことは多分入札で業者を決めるんだろうと思いますけれども、その場合いろんな入札の仕方があると思うんです。総合評価方式とかプロポーザル方式とかできるだけすばらしいノウハウを持った業者に入札してほしいという思いもあります。その結果において問題点等、隣の議員さんからいろいろありました。確かに派遣社員とかアルバイト、パート、などが雇用されて仕事の責任感がないというようなところもあるんだそうでありまして、そういう面ではしっかり責任感が生まれるような指導をしていただいて、管理していただくということが大事だと思います。効果についてはいろいろ今当局からもありました。専門性の発揮による魅力や特色のある運営施設が期待されるということもあります。民間事業者のネットワークや業者同士の情報交換もあって、できるだけよりよい競争というものを取り入れながら今進んでいるという話も聞きますし、雇用の問題も専門的な職員も必要とする一方で、近隣の若い人を雇用するという機会も生まれるんだそうで、確かに高い給料を支払えるような状況ではないとしても、そういう機会も生まれてくるんだろうなということで、よりよい方向へと思っております。

町民の森ですか。ああいう、品井沼の改善センターにしても管理、指定管理者制度で少しはよくなっているような形もあるわけですから、今後も指定管理者の方々に努力していただいてよりよい施設運営にしていいただければと思います。

ただ、私たち議会としても指定管理者に対する事業評価制度というようなものをきちっと出していいただいて、それをもって議会としても責任を持って監査していくという形をとっていけばそれなりの成果は生まれるだろうという思いから、賛成の討論いたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第46号松島町都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時30分といたします。

午前11時19分 休 憩

午前11時30分 再 開

日程第3 議案第47号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第3、議案第47号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第47号松島町水道事業企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第４８号 平成２２年度松島町一般会計補正予算（第２号）について
○議長（櫻井公一君） 日程第４、議案第４８号平成２２年度松島町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。１６番今野議員。

○１６番（今野 章君） デジタル放送の関係ですか。予算がつけられているわけですが、結局ギャップフィラーですか、放送局を町内７カ所つくるとのことなんですが、開局をするということになるわけなので開局の手続というのはこれからどういうふうに進めるのか、その辺について一つはお伺いをしたいということであります。

それから、何ていうんですかね、将来的に放送事業者のＮＨＫだとか東北放送じゃなくなんだ、ＴＢＳとかいろいろ放送事業者あると思うんですが、放送事業者自身がこのギャップフィラーをつけた地域でも難視があるというふうな状況があるわけなので、将来的にこれを解消するため事業に取り組む可能性があるのかどうかですね。ギャップフィラーをつけたらもう、放送事業者はもう後は何もしないと、こういうことになるのか。ギャップフィラーそのものはこの間の全員協議会のお話ですと、幾らでしたっけ、電気代でこれから２００万円前後、ずっとかかると、こういうお話でした。ですから、もし放送事業者自身がそういった地域についても難視解消に取り組むということであれば、ギャップフィラーの維持管理費は何年間で解消できる可能性もあるわけなので、そういうことがあり得るのかどうかですね。その辺についてお聞きをしておきたい。

それから、もう一つは地デジの難視解消で、いわゆる生活保護世帯などについては国の方でチューナーですか、こういったものを無償貸しつけるんですかね、というようなお話はあるようですが、いわゆる生活保護世帯といってみれば中所得世帯のはざまといいますか、低所得世帯というのか、こういう部分に対する対策というものについてはどういうふうに考えているのかということですね。

それから、３点でいいです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まずギャップフィラーの開局、これは今年度末を目標にこれからいろいろ国の補助金の決定を受けた後に工事の発注をして、３月には電波を出すという流れでこれから進めていきたいということです。

それで、まず開局という位置づけなんですけれども、これはあくまでも町が事業主体になり

ますので、電波法に基づいて免許的なものが本来必要なんですけれども、技術基準適合証明を受けた設備については特に専従の技術者等必要ないということもありますし、これから新年度から完成した施設については維持管理業務を出していくという、もちろんこの中に有資格者も当然いるところをお願いしていくことになりますので、開局についての位置づけはそういう形になります。

あとこのエリア内の難視、要するにギャップフィラーでカバーできるだろうと想定しているエリア内で、実際電波を出してみたらやはり見られなかったという家庭が発生したら、これは可能性としてはないとは言えないわけです。例えば、電波というのは直進性があるわけですし、建物の陰、あとは高い木の陰ではそういった現象がエリア内でもあらわれる可能性がある。そうした場合には、今デジサポ宮城の方で相談窓口を設けておりますけれども、難視という位置づけを、そのエリア内であっても新たにさせていただくということによって難視対策の補助制度を受けられるということになっております。ですから、その判断をするのは実際に3月末に電波を出してみて、そこで確認していかなくちゃならないということで、現段階の特定はまだ無理ということですが、そういう方の救済措置はあるということでございます。

あと、維持管理経費ですが、これについては前の全員協議会でおおむね200万円程度ということだったのですが、今回のある程度位置が特定できたと、設備の規模も特定できたということで新たに見直しをかけましたところ、約半分ぐらいに落ちつくのではないかなという見込みでおります。

あと生活保護世帯には、議員さんご質問のとおり支援制度ありますけれども、それからちょっと上の方、これについては現行制度ではないんですけれども、やはり難視と言われている方々に対する補助制度、これは個人負担7,000円を負担していただければある程度のかかなり高級な受信対策までとれるという支援制度がございます。こちらの方を活用していただければということで考えております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 一つ質問、答え抜けているんですけれども、まあいいです。もう1回聞きますけれども。要するにギャップフィラーを設置した地域については放送事業者は難視、放送事業者自身が難視解消の事業をしないということになるのかどうか。先ほど言いましたように半分になったと言いましたけれども、100万円ぐらいなんでしょう。これはずっと町が負担

をしていかなければならない、そういった経費になるわけですね。逆に、その難視地域だということで放送事業者が小規模の中継局なりなんなりをつくってもらえればギャップフィラー自体は要らなくなるわけでしょう。そうすれば、これは未来永劫じゃなくなるわけですね。一定期間で済むわけですから。その辺どうなのかと、これはギャップフィラーをやっちゃったら放送事業者もう自治体お任せなんですよと、こういうことになるのかどうか、その辺についてお聞きをしたいということなので、その辺についてまずはお答えをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回の難視対策の一つの手法としてギャップフィラーという一つの選択をしたわけで、そのエリアについてはそれで対策は一応終わりという位置づけになります。ただ、先ほども申しましたけれども、その範囲内で難視聴世帯がいる場合は最後の1軒まで今回の取り組みの中で、それは面倒見ていくということになります。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご指摘の点でございますが、民間放送事業者が設置するのは松島高城局ということでございまして、高城地域が主にカバーする、これについては将来とも民間事業者NHKが負担していくということで町の負担がないということでございます。今回全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、やはり町内全域をカバーするこういう中継局の設置ですね、これは我々としても最初にそれは要望したんですが、いずれにしても大出力の、例えば別な場所に設置するということであっても海岸地区はやはり拾えないという、そういうような技術的なお話でございました。繰り返しになりますけれども。そういうこと等がありまして、さらに市町村において放送事業者が負担する中継局についてはほぼ一つ程度と、従来から設置されていれば交渉の余地があったのかと思いますが、従来松島町には中継局1基もございませんでしたので、それを何とか1基設置してくれと、これはデジタル化のときに中継局が設置された市町村はまず計画の中でそれをいつ地デジ化するかということで年間計画があったんです。その計画の中に松島町、全く入っていなかったという、ゼロからのスタートむしろマイナスからのスタートで去年町長初め各民間放送事業者に要望陳情活動続けた結果、これが一番ベターだということで国の方から示された案、そして町としても耐え得る案かなというふうに考えたものですから、このギャップフィラーにつきましては今後とも町が責任を持って維持管理していくということでやらざるを得ないということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 技術的な問題、ちょっと一つ聞きますけれども、ギャップフィラーにいわゆる受けて送信する局もございますよね。これ見ますと2カ所ですか、3カ所ですか、2カ所かな。海岸で2カ所だな。初原に向けて1カ所ということで3カ所送信局がありますよね。特に海岸などで今お話のように、ギャップフィラーでやっても難視の世帯が出る可能性がある。その場合にいわゆる送信施設から光ファイバーで個別の世帯に引いていくということが可能なかどうかですね。そういうことが可能であるとすれば、今お話のように7,000円ぐらいの負担で済むようになるのかどうかですね。その辺、ちょっと技術的な問題としてお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 海岸地区にギャップフィラーを5基、あと初原地区に2基ですけれども、受信点から、送信点のことを通常ギャップフィラーと言っていますけれども、そこまでは光ケーブルでつなぎますけれども、ギャップフィラーそのものからは電波を出して各戸に受信をしていただくという設備形態になります。それでギャップフィラーから個人あてに光ケーブルを改めて出すという設定は今されていません。（「されてません、はっきり」の声あり）されていません。それで、そういう方が出た場合にはやはり高性能アンテナ対策ということでの対応ということになります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 高性能アンテナもいいんですけども、高性能アンテナも高いんですよね、かなりね。30万円でも済まない場合だって出るのかなと。そうしますと、ギャップフィラーのところで逆に光に変換して個別に引くということ、これはあくまでも技術的な問題としてできるのかできないのかと、そういうこと、ということをお聞きしているんですよ。やる計画がないじゃなくて、技術の問題としてやることができるのかできないのかということをお聞きしている。

○議長（櫻井公一君） いいですか。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 我々技術屋じゃないので、詳しいこと申し上げにくいのですが、現段階でちょっと持っている情報等考えますと技術的には可能かもしれませんが、ただ国の方の補助金の考え方としてギャップフィラーという補助金が一度入っている地域には別の補助金を入れないというのが原則なんです。ただし、本当にギャップフィラーで補助金で流した電波を

受けられないところ、山の陰とか、それは高性能アンテナという補助で拾いましょうという考え方でございます。

それから先ほど、企画調整課長答弁いたしましたけれども、生保世帯チューナー無償貸し付けやっているわけですが、その際にそれと所得、そういうのを受けられない世帯とのギャップの世帯どうするんだというお話でございました。アンテナの設置ということで今お話ししましたが、そのほかに暫定的には現在のテレビでも映るチューナー、これがかなり安価な価格になっておりまして、5,000円程度で今一般の電器屋さんで売っているということであります。ですから、暫定的にはチューナーをつけて従来のテレビで見ただけであればそれぞれ個人の家庭には5,000円程度で従来のテレビが見られるという状況でございますので、その対応をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 低所得者世帯、5,000円ぐらいで今のテレビで見られますよということでございますので、生活保護の1.2倍なり3倍なりのところに対して町としては何か手当では考えられないのかと、こういうことになるかなと思うので、そういう考えがないのかどうかということが一つ。

それからもう一つ、例えばギャップフィラーで放送ができなくなってしまったと、将来的にいろいろ維持管理がきちんとできなくて放送ができない状態になったということも想定されると思うんですが、そういう場合の事故対策といいますか、そういうのはどういうふうになっているのかですね。この2点であと終わりにします。

○議長（櫻井公一君） 関連で。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 町といたしましては、国庫補助が入るそういった全体の、要するに地上デジタルに伴う難視聴対策ということで町費を投入して実施するということが基本だというふうに考えております。個々人の各世帯に対しましては先ほどのお話もいたしましたけれども、5,000円程度でチューナーをとりあえず設置すれば、従来のテレビも見られるという状況でございますので、そういったことを考えればそれについて町の方からの補助なりということは考えていないということでございます。

それから、ギャップフィラー、事故が起きた場合どうなるのかということでございますが、これにつきましては業者と24時間契約いたして24時間体制でその事故に対応していくというふうに考えなければならないというふうに考えております。夜中であってもやはり放送がそこで

遮断されてしまうという状況になりますので、これは非常に、その時点で災害が起きたりした場合、非常に大変なことになりますので、これは業者とそういった24時間のバックアップ体制というのをとっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） それでね、結局事故が起きた場合に町の責任で結局問題を解決するということなのか、放送事業者との関係では費用の問題も含めてどういうふうになるのかということなんです。町だけの責任だけで何でもかんでもというのもおかしいかなという気もするんですね。本来国の責任でこれは解決しなければならないのを、町が結局ギャップフィラーという形でやるということになっているわけで、将来的にも全部また故障がしたなんだというときに全部町負担だということなのか、放送事業者との関係でどうなるのか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 気持ち的には本来おっしゃるとおり国の責任でもって地上デジタル放送は始めたわけで、それに伴って町がギャップフィラーを設置せざるを得ないということでございます。そのときに国の方から費用負担がないのかということにつきましては本来であれば我々としては要望していきたいわけですがけれども、民間事業者の方からは一切そういった説明はないものというふうに考えていまして、要するに設置責任者がだれになるかということによってギャップフィラーにつきましては設置主体は町ということでございますので、最終的にそれは町が責任を負うという考え方でございます。

地上デジタル方式の普及につきましては国の方で従来やってきているわけですが、その点について町は協力支援はしているものの、実際、例えば共同受信施設組合での再送信というのをやっていけばこれは共同受信施設組合側での責任になりますし、あるいは都市型スクリーンTVで仙台市内でやっている有線放送の事業者でございますが、そこで放送が途絶すれば、元の放送局の方で事故で放送されないというのであればこれは民間放送事業者の責任であります。そこから流された電波でもって受け手側が再送信するに当たって機械が故障したということであれば、その設置主体の責任ということにならざるを得ないというのが現状だと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、例えばNHKだとか放送できない事態が生じたときに何の関係もないんですか、事故に対しては。町が一切自己責任でやらざるを得ない。こういう関

係なんですか。

○議長（櫻井公一君） 確認、答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） NHK側に、要するに放送出す側に責任がなければ受け手で再送信する、繰り返しになりますけれども、機材が故障して放送できないというのであればこれは町の方で責任を持って委託業者と24時間体制でバックアップすると、そういう責任体制になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 1点だけお聞きしたいんですが、今回の施設等についての財産分与についてはどのようになるのでしょうか。これは町の普通財産に入るのでしょうか。この施設等についての分野を確認しておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 施設。小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ギャップフィラー施設の財産の件だと思うんですけども、これは町の財産ということでございます。

高城中継局、これについては国、放送事業者で組織している団体の財産ということで、ここには町はかかわらないと、すべては国側の財産ということで今後も管理運営をやっていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 毎回、こういうデジタルのことになりますと、やはり議会の中ではこういうふうにして私たちに資料も説明されています。ところが、町民は広報や何かの見ても見る人見ない人いろいろいるわけですね。それで、一番は受信者である町民の皆さんが非常に関心を持っているわけでございます。そういうことでこの間もデジサポの方で町民の皆さんに、こうなりますよというようなことがあったというようなことを聞いておりますけれども、そういう話なんだけれども、本当に関心のある人しか行かないんですね。行っても大体私もがっかりして帰ってきたんですけれども、やはり今回こういうふうな対応をきちんと示されると、今後どうなるかわかりませんが、来年3月には電波が発信されるということになりますので、何回も言いますが、町民の皆さんにデジサポと今後そういう説明会があるということになれば区長なり副町長なり、大変副町長も詳しいものですから、そういうことで、やはり出向いて皆さんにお知らせをすると、それがやはり大切なんじゃないのかと思うておりま

すけれども、そのお考えはございますか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 基本的にはそのような形で進めていきたいと思います。ただ、いろんな細かい質問がなされると思いますので、これにつきましては総務省東北総合通信局の方がメインの窓口になっております。この方々と私たちが同席した形で説明会なりあといろんな疑問を持った方々の団体の方に対応してまいりたいというふうに考えてまいります。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうあってほしいと思います。その説明会は、ここでははっきり言えないと思いますけれども、放送開始前か後か、前の方がいいと思うんですけども、このようにすることなので、私たちも11月にはこの問題議会報告会あるんですよ。かなりの部分で質問来ると思うんですね。そういうことも含めて、私たちもこのことについてはまとめていかなければならないし、そういうことでちゃんと電波を出す前にでも町民の皆さんに広報ということですかね。説明をしていただく機会を設けていただければとお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話のように私も地区でよく聞かれるんですよ。いろんな人に、例えば二、三人だったりにはお答えしているんですが、町の広報なりインターネットホームページなりで出しているつもりではあるんですが、やはり浸透しづらいと。私の住んでいるような狭い地区でもいっぱい話聞きますので、もう少し効果的なやり方、説明の方法というかやり方を考えていきたいと思います。もっとよくわかってもらわなくちゃならないですからね。そしてあとこれまでの説明でも説明の行き違いのようなことも、結構理解と説明との行き違いのようなこともありますので、その辺についてはちょっと工夫していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとだけお聞きをしたいんですが、一つは地方交付税が決定だとして2億3,100万円ですか、大きくなったわけでありましたが、全国的に地方交付税はふえたと新聞報道でもあるわけでありましたが、基準財政収入額は決まっている、需要額でどんな需要額が多く見込まれて交付税がふえてきたのか、当然需要額と収入額を差引きして交付税出てくるわけでありまして何が需要額を押し上げたのかですね。ひとつお聞きをしたいわけでありまして。

それと、これと関連して地方債ですね、臨時財政対策債が減ったわけでありますが、この関係はどんな関係になるのか、どここのところが減ったから対策債を減らすんだよと、こういうふうなことになるのかお聞きをしたいわけであります。

それから、今中継局は松島町の設置でないと、これは中継局はかなりの額になると思うんですね、固定資産の対象になるのか、税法上非課税の措置がとられているのかどうか、そのところをお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで尾口議員にお願いありますが、答弁は昼食休憩後ということでよろしいでしょうか。

それではここで休憩をとりたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

休憩前に尾口議員の質問に対する答弁から入りたいと思います。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、午前中に質問ありました地方交付税、それから臨時財政対策債、これら2件につきましては通常セットで一応考えていく物件にはなるわけですが、その中で今回の地方交付税2億3,000何がし、ふえた要因ということになるわけですが、当初計画、予算を組む段階で国で示しています地方財政計画、この中では伸び率として6.8%ということで計算して当初予算には臨みました。

その後、ずっと今までの中でふえてきたと。何々がふえてきたかということで先ほど議員さんちよっとお話がありましたけれども、基準財政需要額それから収入額、固定資産税のほかの誤りの分ですね。これに伴いますものも含みましてということになります。それでおののに申し上げますと、まず需要額に対しまして一つとして社会福祉に係るもの、これが3,000万円ほどふえている。それから保健衛生に係るものが1,750万円ほどふえている。それから、消防費、下水道費、これに係るものが4,200万円ほどふえている。だけれども基準財政収入額で見ますと、逆に市町村民税の所得割で見ますと3,600万円ほどマイナス、減っていると。それから法人税の税割分として8,000万円減っていますよと。それから先ほどお話しいたしました固定資産税の課税余り分ということでこれにつきましては2,600万円ほど計上されている。合わ

せましてトータルとして2億3,150万円ふえたと、最大需要額、収入額差引勘定になりますけれども、増額という内容でございます。

それから、臨時財政対策債、これも交付税とセットになるわけですが、当初平成22年度の当初の算出の段階でこの算出は人口基礎方式というのが通常やっている算出方法であります。平成22年度からはこれに加えて財源不足額基礎方式というのが新たに出ました。ただ、この財源不足額基礎方式というその算式のルールですね、数字等が本算定、そこで示されなかったということがあります。予算組むまで。ということで、平成21年度の最終的な決定額に對しまして、一応財政計画伸び率が49.7%と示されておりましたので、平成21年度の交付額に對して49.7%で計算をしました。その結果最終的な本算定ではいろんな数字二つの方式等をするとう結果として600万何がし減額というふうになってくるということでもあります。

次に三つ目の質問で、先ほどの地デジの中継局というんですかね。この施設の固定資産税ということでもあります。この施設自体は放送事業者といいますかね、何業者か、何業者といいますか、それらの方で共同でという話のようです。そうした場合には固定資産税償却資産、これはかかると、課税をするという形になります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 大体説明で理解はするんですが、交付税とにかく多くなった。そして社会福祉費とか総務費でもついてきたと、こういうふうなことでありますから、その目的からいってそういうふうなものに歳出でも出てこなければならぬのではないかと、交付税は一般財源でありますから原則一般財源だと言ってしまえば終わりですが、基準財政需要額で見るということはそういうふうなものに重点を置いてふやすわけでしょう。地方交付税は一般財源ですよと言って、ひもつきでないんですよと言うんだけれども、今ほとんどひもついているわけでしょう。交付税で面倒見ますから、交付税で面倒見ますからって入ってくるわけです。そうするとひもつき財源なんです、半分以上は、何十%は。そういうことからいうと歳出もそれに合ったような歳出をしていかなければならないのではないかと、こういうふうに。それは町長の政治姿勢だ。課長の段階で、これはこうだからなんていうようななんでもないと思うんだけれども、町長の姿勢はちょっと見えないわけですが、そういうふうなことになるのかと、こういうふうに思うわけがあります。

それから固定資産税の課税誤り分、こいつは当該年度分だけの分が入ったということです

か。交付税もさかのぼって再算定できるわけですが、その分について地方交付税こととしたということではないのかどうかですね。５年間はさかのぼっていいんですよと、こういうふうに地方税法で言っているわけでしょう。損害はないやつはおらほで特別だよと、だからその地方交付税で課税誤り分を見た、当然収入額が減ってくるわけでありますから、交付税で見るの当たり前だと思うんですが、それは５年分１回で見てもらったのかどうか。基準財政需要額の中に入ったのかどうか、こういうようなこともあるのではないかなと、こいつが入っているんだとすればですよ。全体的に交付税というのは基準数値があってどんどん数値が積み足していった基準財政需要額というのつくことが、これも私わかるわけです。収入額と需要額の差額が交付税になるわけですから、これも私もしたことあるのでわかるんですよ。だから、その何を中身を聞いているわけです。そしたら今、そういうような三つの大きなものがあるって、そのほかには固定資産税の課税誤り分だと。こういうようなことは、誤り分の額そのものはだから５年間さかのぼった分なのかどうなのか。

それから、今言った社会福祉とかいろんな総務費とかそういうものの中にこんなに大きく面倒見てもらう額が入っている。交付税というのは私ら納めた税金をただ国で吸い上げた一つの割合で戻すわけですが、そういうふうなものを交付をされたことによって当然そういうふうな負担が歳出でも出てこなきゃいけないのではないかなと、こんなふうに思うわけですが、それは財政としてどうなのかですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、一つに先ほどの先に固定資産税の方からお話をさせていただきます。いろいろ固定資産税、結果から申し上げますと５年間さかのぼった数字で出している。ただし、このときの５年間の算入の仕方ですが、単純に５年間ということで、県の検査があります。これは県の国税の検査３年に１遍順次回ってくるんですけれども、その３年に１遍ということ、どの段階で、松島町は今回平成21年度に検査入りました。平成21年で間違いが出ましたということで、当該年度ということでそこから５年間さかのぼります。ところが、平成21年でしたので、平成21年も含めてなんですけれども、平成21年は現年で入りますので、４年間さかのぼった形。ですから、松島町たまたま５年間ですけれども、４年間。そして前３年に１遍ですので、３年後に去年わかったようなということで検査受ければ２年とか３年というその戻るの期間が違ふということで、その辺は県の指導を受けてそういう算定の仕方をしますと。ただ、今ことしからなんですけれども、国の指導でこういう固定資産関係のものが大きく

あった場合には県の方に指導としてこの交付税の検査、3年に1遍じゃなく当該年度に行って、見てあげなさいよという指導が今年度から入ってきたようではすけれども、ですからこの3年に1遍というのは多少ずれていくかもしれません。ただ、今回の交付税の算定としてはそのような算定方式で基本的に5年、現年度として4年、平成17年ですね、20、19、18、17、平成17年度分からの分で加味された計算方式になってきているということでもあります。

それから、先ほど交付税の中で社会福祉費、それから保健衛生費等云々かんぬんって、確かに結果としてその分がふえているから需要額として上がってきたということがあります。それとあわせて、単位費用というんですかね、中の算出する費用があるそうなんですけれども、この費用がこのまたどっちかという数字が上がりましたよということなんです。そういうことも活性化推進特例債ですと増額なって、その場でこう入ってくるんですけれども、具体的には単位費用の見方も少し変更入ってきたということで、数字としてぼんぼん来ますけれども、そういうのもあってふえてきているということでもあります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私も単位費用のやつはわかるんですか、単位費用は当然予算査定時には単位費用はわかりませんからね。確定するのは財政が、国の財政が確定してからその総額と収入額を見て需要額の単位費用をつくっていくわけですから、それはわかるんですが、そういうふうなものを除いたやつについては、そういうふうな見方をしているのであればその見方に合うような財政出動を考えなければならないのではないかなと、こういうふうに思ったわけであります。

それから、固定資産税も課税余り、これもわかります。当該年度は当該年度の基準財政需要の収入額に入るわけでありますから前の年に。ただ、利子は入らないでしょう。利子は当然ね。だから利子というのは町で間違っただから町で出すんだよと、これは収入額に入れませんかよと、こういうふうな需要額に入れませんかよとこういうことだと思うんですが、そんなことで少しその交付税だから直接みんなの手から出すんでないから、議会も交付税ってただ入ってくるんだからという考え方があると思いますが、そういうふうなものだから全般的にこういうふうなものに重点的に使っていかなければならない、そういう考え方に財政もならなければならないのだろうと、こういうふうに思うわけで質問したわけであります。

あとはなんですか、本当に来るんですか、この、デジタルの何は、これは償却資産で本当に

来るようになるんですか。放送事業者の何は非課税のところにはいっぱいあるでしょう。項目ね。あそこの中に入ってこないのすか。今のところはそういうふうな取れるという考え方なのかどうかだけお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今の段階で先ほどご質問があったんですね。国から県、ちょっと昼食挟んだんですけれども、いろんなところに電話させていただいていろんな確認をさせていただきました。いろんな例として塩竈市なんかもあるみたいで取ってますよ、取れるというようなことなので先ほどの答弁のとおりお答えをさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声ありますので、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第48号平成22年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第49号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第49号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第50号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第50号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第51号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第51号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第52号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第52号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日 程 第 9 議 案 第 5 3 号

平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第53号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第53号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第54号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第54号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第 1 号) について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第55号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 区有財産今回三十刈、海岸の三十刈の区有財産の償却、土地の売り払いなんですけれども、この問題は私が議員になってかれこれ10年ぐらい前かな、8年ぐらい前、この問題が元の町長のときにちょっと議論になった経緯があるのかなと今思い出しまして、それで、そのときは、このときは最後の区有地の売りですよというようなことが議論されたのかなと思います。もうそのときに申請されて議会で議決されまして、その後その方が家を建ててもう五、六年になるのかなと思いますけれども、その間今回の売り払いなんですけれども、随分時間かかったなというような感じはするわけです。その間、何でこんなに時間かかったのかなとまず一つ。その間、この売ってくれというような要望はなかったのか。何でここまで遅くなったのか。その辺をまずお聞きをしたい。まず、1点ですね。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今のご質問は、聞きますと5年前に話があったよと、（「5年」の声あり）そして言われて今、もっと前、（「もっと前です」の声あり）ええっと、この私どもへ来たのはちょうど何年か前にはお話があったんですけれども、改めてことしの3月に当事者から町の方にお願いが来たということで、私としては前にあったものを投げていたという認識はございません。ただ、前にも、何年か前には当事者がお話で町に来たことがあって、そのときのお話し合いで、額的なものですね。結構景気のいい時期も土地、まだ財産的に評価額的に結構まだ高いときのことがあったって、まだそこまで話至らなかったということがあったようです。ただ、ことしの3月に当事者から来て、ちょうど3月議会中でした。私不在だったんですけれども、そのときに改めて来られてお話を伺ったということです。ですから、経過はある意味、私どもとしてはこの3月に来られたときからスタートしているという感じでおります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大体この話出たのが8年か10年ぐらいの間の前、その前。そのぐらいだ

と思うんです。うち建てたのは大体5年ぐらいになるのかなと、そういう認識だったんですけども、その間、この申請あったとき、貸してくれと、じゃあ売ってくれということも含めてそのとき何で売買契約とかなんか結ばなかったのかなと。そして何でここまでなったのかなと。額的な問題というようなことがあるということなんですけれども、その辺ですね。今まで長年なっていた、本当に額的な問題だけでなくてこっちから売ってくださいよと、ああ、買ってくださいよというような申し入れとかなんかというのは一切なかったわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 今までの私がいたときにその話があったものですから、私の方から答弁させていただきます。

2年くらい前に1度その方から話がありました。口頭ですけれども、それで今現在取得した場合、結局幾らかというお話がありまして、固定資産の評価額ですか、それを算出しまして額的にはこのくらいになりますよというお話はしました。その後その人からは、買うのであれば手続をこういう感じで踏んでくださいという申し出をしまして、その後はなくてことしの3月にもう一度その方から申請の話があったということで経過まとまったという段階でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） それではどっちも家を建ててしまえばいいことなんです。早くもっと買ってもらえればよかったのかなと、こうもう本当にどっちもいいことなのでそれは別に反対するものは何もないわけです。

今この平方メートル当たり2万1,534円という数字が出ておりますけれども、評価額だと、これこういった基準ですね。決めるときは何を基準として、評価額だけなんですか。どういった基準で、ちょっと教えていただければいいと思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 決めるときに今何を基準にするかということになりますよね。要するに評価額、それを基準として額を出していくというのが一つであります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。そのほかに。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今のと関連するわけではありますが、今までずっと土地の処分も不動産鑑

定士の鑑定評価をつけると、こういうふうな考え方で来たわけではありますが、今度は評価額でいくというふうな考えなのか、町長の基本的な考えだ、課長の考えで町長決まるんだと思うんですが、どういうふうな考え基本的な考えを持っていられるのかですね。前には不動産鑑定士の鑑定評価をもって売買をすると、こういうふうな話を聞いてきたわけではありますが、どうであったのかと。

それから、当然貸して借地権を持ったわけですから、借地権の控除はあったのかどうかですね。借地権はあの辺だとどのぐらいの借地権割合になっているのかと、お聞きをしたいわけがあります。

それから、なんですか、この方前に払い下げ申請1回出したわけでしょう。払い下げを町では基本的にしなかったんでないですか。なんか、区の、その当時の区長にも聞いたことがあるんですが、払い下げ申請もした。でもだめだから貸してけると、こういうふうになって貸し付けにしたと、こういうふうに聞いているわけですが、役場から何でも書いておかなきゃ、難しいのは。行ってないのあるそうですよ、これ以外にも。文書出すんだけど何も回答がない。町長も全然ノータッチでしょうから、係の言うとおりになるのかなというふうに思うわけですが、そういうふうなのがないですか。ここについてはないですか。皆何でないからまた新たに出さいんということになるのか、間違いなく出した受け取ったと、だけれども町ではうんと言わなかったと、こういうふうな話を聞いているわけではありますが、それらも含めてお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。（「なければいいんですよ」の声あり）

○財務課長（熊谷清一君） 今前に同じようなものはなかったのかというお話ですけれども、私の知る限りではございません。

それから先ほどのもう一つ、価格の問題ですね。不動産鑑定。昔は私も逆の意味で、不動産鑑定を使った。最近是不動産鑑定士の意見をつけるんですけれども、意見書的な話。これは費用的な問題もあって鑑定料高いということもあって、国の流れとしては同じ鑑定士さんに意見書をつけてという流れもあります。今回そういうこともあったんですけれども、一応これから路線価格、毎年見直しなんかして評価がえなんかずっとあるようです。事前修正等あります。そういうことで不動産鑑定、それから意見書あるわけですけれども、路線価格を一つのベースとした考え方で進んでいきたいというふうに考えております。

それから、借地権については今調べています。借地権については加味はしていません。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口議員。

○9 番（尾口慶悦君） そうするとしてないという答弁ですから答えになっているんだと思うんですね。ただ、今後はそういうことで役場の評価額をあそこも路線価ついているんでしょうから、路線価から差っ引きしているんでしょうから、当該土地の値段はですね。だから、そういうふうにすると、今後売買の申請があっても路線価で行くと。路線価というのは当然毎年変えているわけでしょう。だから、その路線価で行くというふうな基本的な考えでいいのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 基本的な考え方を、答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 基本的に今路線価格については毎年評価がえしていくということがあります。基本的にどうなのかというお話でありますけれども、基本的にそういう方向で路線価格ですね、参考にしながら進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。4 番伊賀議員。

○4 番（伊賀光男君） 4 番伊賀でございます。

一つだけお聞きしたいんですが、町との土地売買取引について登記の手続あるいは登記料、それが見えてこないんですけれども、これはどちらの方でやっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 確かに、答え、土地代しか入っていませんから見えないかもしれませんが、費用的なものは個人の方で取得する側の方で負担しています。登記については、所有権移転登記とかいろいろありますけれども、最終的には登記の移転完了については6 月 4 日に完了し、物件についても引き渡しをその後行っている。以上です。

○議長（櫻井公一君） 伊賀議員。

○4 番（伊賀光男君） こういう財産の場合ですけれども、基本的に登記料とかは一般的に市町村で負担しているケースが多いようなんですけれども、今松島町は個人で支払っているというようなことなんです、その辺まで含めた価格に取り決めているなら別なんですけれども、その辺ちょっと今の回答だけでは納得できないなという部分がありましたので。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 控除、簡単に取得する側で負担という考え方です。ですから、町が

道路をつくったりして土地を買うときは単純に町で負担。取得するのが今回の場合は個人の方ですので取得する側の方で負担していただいております。

それと価格とそのほかに個人の負担をしているという形になります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。14番片山議員。

○14番（片山正弘君） これに関連するわけでありますが、土地の、今町として貸し出ししている地区は大体何カ所ぐらいあるんでしょうか。松島区の方に関しての土地で貸している地域はどのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 松島区の借地、貸している土地は何件あるかというお話になります。これについては全部で8カ所ありました。これは決算とか何かと当初予算編成でもお話ししているわけです。8カ所ありまして、そのうち一つが今所有権変わったということになりますので、現時点では7カ所、松島区では7カ所の土地について貸しているという形でございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） その7カ所のうちで払い下げを要求されているというところはあるのでしょうか。また、この7カ所のうちで全体的に大きい場所というのはどれくらいの敷地をお貸しして金額にするとどれくらいの、一番大きい金額はどれくらいなのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今7カ所というお話をさせていただきました。その中で町の方に払い下げという、そういうお話があるのかなのかというお話です。今、私のところではありません。今の段階ではありません。

そのうちで一番でかいのはというお話がありますが、貸付面積になるわけですが、一番大きいものでは1,000平方メートルぐらいがあります。これは道路出入り口の話ですので、屋敷とかそういう話でなく、そういう話ですので、そんながあります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） その7カ所のうちで道路の面があって1,000平方メートルというのがあったって言いますが、その以外のところで一番金額的に高く貸している場所というのはどれくらいなのかというのを聞きたかったんです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 宅地ということですので、一番でかいところで面積で、店舗兼住宅敷地というところで、平方メートル数で160平方メートルくらいのところは一番価格的なものとしては一番でかいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、その160平方メートル貸していて店舗兼住宅ということではありますが、この件について路線価方式等を含めてこの借地料というのの見直しというのは近隣では、近県では何年ぐらい前にやられたのでしょうか。それとも全然今後は考えていないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） この、今言った見直しはしてないのかということで、これ評価がえに合わせてやっております。ということで見直しをかけております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。16番今野議員。

○16番（今野 章君） 私余り貸し借りというよりは売ったとかということよりは、もっとそれに関連してということになるんですが、22の6、22の6、23の5、20の3と一連赤道だったのかなというような土地が見えるんですが、これは今現在どうなっているのかですね。赤道であれば将来的に道路にするお考えがあってこういうふうに残しているのかですね、でなければ今回のこの払い下げの時点でそういうお考えがないのであれば、これも含めてきちんと売った方が利用される方も有効に使えるのかなという気がするんですよね。ちょっとその辺、この図面だけ見ているので、宅地なのか赤道なのかよくわからないんですが、図面だけ見ると赤道のようにも見えるということで、今回の処分のとの関係でこの赤道のように見える土地の利活用というのをどういうふうに考えているのかということをお聞きをしたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 図面で見ますと多分22の6、22の9とか23の6とかこのラインだと思うんですけども、図面で見ますと平面で平らに見えます。これを現地に行きますとここ旧県道赤沼県道です。上り坂ですということになっていまして、22の6と今回22の1、①ですね。ここに擁壁があります。立っていまして高さ何ぼあるんでしょう、2メートルはこの段階であります。ということで、この22の赤道については現在も道路がずっとありまして使っているようです。そして宅地とその道路に地盤差、2メートルぐらいだったかな、擁壁でも決められている状態ですので、今言われたようにフラットであれば今みたいな話にはなるんですけども、土地利用的形狀的にそういうことでしたので、今回のリースという形で調査しております。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 擁壁があるということですけども、この赤道だと思うんですね。この幅は確保されているわけでしょう。そうしますと、坂道に当然なっているのも私もわかりますけれども、県道につながっていくような道路を将来的に考えるのかどうかということなんですよ。あそこにいる皆さん方はその道路がぜひ欲しいと、こういうことも言っておられる方もいらっしゃるんですね。活用するつもりで残したのか、活用の見通しが無いというのであればむしろ今回売り払いするときこれも含めて買ってちょうだいという話に、私なってもよかったのかなという気もするので、わざわざ残す必要があったのかということなんですよ。残したということは将来そういうこともあるという想定ではないのかということを確認しているの、もう1回その辺明快に、地域のご要望もあるようですので、ぜひその辺も含めてご回答いただければ。

○議長（櫻井公一君） 答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） そうすると土地、現況的にはすっかり道路として公衆用道路、赤道残っているわけです。現実には奥の土地もあります。そういうことで利用されている、使っている、その道路を現実にとということありますので、これは将来的に向かいの県道のところまでつなぐ、つながないということもあり得るかもしれませんが、幅員的に結構広くあるので、何メートルもあるようですので、つなぐとなつて車云々かんぬんかけるとどうかわかりませんが、人とか自転車とかいろんな形で使う方法があるかもしれませんが、現時点では利用されている方もあって後ろに宅地もあるということで、そのままこの公衆道路については残させて

いただいた、残すべきというふうに考えてこのようにしております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野議員。

○16番（今野 章君） 地域で今話ししたような状況もございますので、ぜひその辺は地域の皆さんとご相談して今後の道路含めた問題ですね、県道まで行くのか行かないのかも含めて町の方にはぜひ検討をお願いをしておきたいというふうには思います。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第55号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第56号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第56号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再開は9日午前10時です。

ご苦労さまでございました。

午後1時43分 散 会